

「バソプレシン」 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、下記項目につきまして体外診断用医薬品として認可された測定試薬を用いた検査内容に変更させていただきますので、取り急ぎご案内致します。

誠に勝手ではございますが、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

謹白

記

対象項目

- 3464 バソプレシン

変更内容

| 変更箇所 | 新 | 旧 |
|-------|--|---------------|
| 検体量 | EDTA 血漿 2.2ml | EDTA 血漿 1.6ml |
| 基準値 | 4.2 以下 pg/ml | 3.6 以下 pg/ml |
| 検査実施料 | 235 点 ([D008] 内分泌学的検査 [26] 抗利尿ホルモン (ADH)) | |
| 判断料 | 144 点 (生化学的検査 (Ⅱ) 判断料) | |

* バソプレシン分泌低下症 (中枢性尿崩症) の治療に用いられるデスマプレシン (DDAVP) 投与中の患者では検査結果が高値になるため、使用できません。

* 溶血と乳びの影響により、測定値が高値となる可能性があります。

実施期日

- 平成 26 年 1 月 11 日 (土) 受付分より